

田辺市分別収集計画

令和7年8月20日

1 計画策定の意義

田辺市のまちづくりについては、多様な地域の特性を生かしながら「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」に力を合わせて取り組むと共に、本市の将来像を「自然と歴史を生かした新地方都市 田辺」と定め、多様な地域資源や都市的機能を有機的に結びつけ、また人と人、地域と地域、産業と暮らしのつながりを深めながら、紀南地域の中核都市としての責任ある発展を目指すことを第2次田辺市総合計画(平成29年度策定)で位置づけている。

ごみ問題については、資源浪費型の社会経済構造を資源循環型の社会経済構造に転換していく必要があり、循環型社会形成推進基本法に基づく、3R[Reduce(排出抑制)、Reuse(再利用)、Recycle(再生利用)]の推進が求められており、ごみの減量やリサイクルのための取組を進める必要がある。

また、市民・事業者・行政がそれぞれの立場における役割を理解しあいながら、取組を進めることとした一般廃棄物処理基本計画を策定している。

本計画はこうした状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容リ法」という)第8条に基づいて、容器包装廃棄物の再資源化のための分別収集及びごみ減量化推進施策を、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・廃棄物循環型社会を目指し、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの排出抑制及び資源化を推進する。

- 市 民・・・集団回収等の資源化及びごみの分別排出に協力する。

- 事業者・・・排出抑制及び資源化を本市と連携して実践する。

- 行 政・・・排出抑制及び資源化の啓発に努める。

- ・適切な廃棄物処理施設の維持管理と排出されたごみについては適正処理を行う。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他の色)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(容リ法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	3,713t	3,631t	3,546t	3,468t	3,386t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(容リ法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

・環境教育、啓発活動の充実

各地域におけるごみ問題学習会やごみ処理施設の見学など、あらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

ごみ減量及びリサイクル推進協力店登録制度の普及拡大を図り、小売店舗での包装の簡素化を推進する。

・買い物袋の持参の徹底

買い物袋持参の徹底等の啓発、指導を行い、小売店舗での小売包装の抑制を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(容リ法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、田辺市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	排出方法
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶	委託業者による定期収集 委託業者による拠点回収
主として ガラス製の容器 	ガラスびん	委託業者による定期収集 委託業者による拠点回収
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック	住民団体による集団回収 委託業者による拠点回収
主として段ボール製の容器	段ボール	住民団体による集団回収 委託業者による拠点回収
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、 段ボール以外の 紙製容器包装	住民団体による集団回収 委託業者による拠点回収
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル	委託業者による定期収集 委託業者による拠点回収
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外の プラスチック製 容器包装	委託業者による定期収集

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容り法
第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(容り法第8条第2項第4号)

(単位:t)

	2026年		2027年		2028年		2029年		2030年	
主としてスチール製の容器	106		103		101		99		96	
主としてアルミ製の容器	136		133		130		127		124	
無色のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	302		295		288		282		275	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	14	288	14	281	13	275	13	269	13	262
茶色のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	332		325		317		310		303	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	13	319	12	313	12	305	12	298	12	291
その他のガラス製容器	合計		合計		合計		合計		合計	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	7	-7	6	-6	6	-6	6	-6	6	-6
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	151		148		144		141		138	
主として段ボール製の容器	438		428		418		409		399	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	合計		合計		合計		合計		合計	
	468		457		447		437		427	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	468	0	457	0	447	0	437	0	427
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計		合計		合計		合計		合計	
	513		502		490		479		468	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	513	0	502	0	490	0	479	0	468
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計		合計		合計		合計		合計	
	1,267		1,240		1,211		1,184		1,156	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	1,267	0	1,240	0	1,211	0	1,184	0	1,156	0
(うち白色トレイ)	合計		合計		合計		合計		合計	
	0		0		0		0		0	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容り法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容り法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、田辺市一般廃棄物処理基本計画書において定めているごみ排出量の予測結果(目標達成の場合)に、市町村分別収集計画作成手引き(十一訂版)に記載されている、人口規模別の調査事例を基にして算出した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
66,524 人 (対前年度比) -1.000%	65,855 人 (対前年度比) -1.01%	65,187 人 (対前年度比) -1.02%	64,518 人 (対前年度比) -1.03%	63,849 人 (対前年度比) -1.04%

参考 田辺市人口ビジョン目標人口を採用

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(容り法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、町内会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集運搬等	選別保管等	再資源化 実施者
スチール製容器	缶	委託業者による 定期収集 委託業者による 拠点回収	市	民間業者
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん		民間業者	民間業者 指定法人
茶色のガラス製容器				
その他の色ガラス製容器				
飲料用紙製容器包装	紙パック	住民団体による 集団回収	民間業者	民間業者
段ボール製容器	段ボール			
紙製容器包装	紙パック・段ボール以外 の紙製容器包装	委託業者による 拠点回収		
PET製容器	ペットボトル	委託業者による 拠点回収	市	民間業者
プラスチック製容器包装	ペットボトル以外のプラ スチック製容器包装	委託業者による 定期収集		指定法人

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(容リ法第8条第2項第6号)

缶・ガラスびんについては、現在当市のごみ処理場内ストックヤードで分別、保管している。ペットボトル・プラスチック製容器包装の処理については、それに対応する選別リサイクル処理施設にて、成型品を作成、保管している。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町内会等の市民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付、優良団体の表彰などの支援を行う。